

議案第74号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和5年3月16日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例  
川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年川崎市条例第1  
4号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号ケを同号サとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動  
のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼  
その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子ど  
もの所在を確認することができるものと認められること。

コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれ  
らより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものそ  
の他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのお  
それが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動  
車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備  
え、これを用いてケの規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）

を行うことができると認められること。

附則第7項の表附則第6項の項の次に次のように加える。

附則第7項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等
-------	-------------------------------------	------

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、4人未満の満1歳未満の子どもを入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の条例第3条第10号コに規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号コに規定するブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときにおける同号コの規定による所在の確認は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて行う子どもの所在の確認をもって代えることができる。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件に、子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの所在の確認を行うことができることと認められることを加えること、認定こども園に置かなければならない保育士登録を受けている者について、1人に限って、看護師等をもって代えることができることとすること等のため、この条例を制定するものである。